

平成 2 3 年 度 科 学 研 究 費 補 助 金

第 2 段 審 査 の 手 引

平成 2 3 年 1 月

独立行政法人日本学術振興会

は し が き

本手引は、科学研究費補助金の第2段審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いいたします。

目 次

1	審査の仕組み	1
2	審査における基本的な留意事項	2
3	第2段審査（合議審査）の指針	3

資料	科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する 規程（抜粋）	7
別添1	科学研究費委員会組織図	18
別添2	科学研究費補助金（科学研究費）配分方式	19
別添5	基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」）、 若手研究（A・B）の第1段審査における評価基準等	20
別添7	挑戦的萌芽研究の第1段審査における評価基準等	26

〔参 考〕

1	研究種目（審査区分）の目的・性格	31
2	審査機構図	32
3	平成23年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	33

1 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んで下さるようお願いいたします。

(1) 審査の基本:ピア・レビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者(ピア)が、科学的良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピア・レビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピア・レビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピア・レビューアーとしてふさわしい方々です。ピア・レビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

(2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflicts of interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものでありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていただくことをお願いいたします。

(3) 利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係にある審査委員は評価に関わらないこととしています。

(「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規定」第八条第一号によって、「研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合」等、ご自身が関与した申請課題はもちろん、「研究課題の研究代表者、研究分担者、連携研究者との関係において」親族関係、緊密な共同研究を行う関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある研究者の申請課題の審査・評価には関わらないこととされています。)

ただし、例えば、単に同じ学会、研究会、同じ学部、学科、研究科、専攻に属しているだけでは、利害関係者には当たりません。個別具体的なケースについて判断に迷う場合には、日本学術振興会にお問い合わせください。

(4) 審査種目と審査の仕方

2段階審査: 科研費のうち、「基盤研究」、「若手研究」及び「挑戦的萌芽研究」の審査は、書面による第1段階審査(書面審査)と、合議による第2段階審査(合議審査)の2段階審査によって行われます。

第1段階審査(書面審査)

「基盤研究(C)」、「若手研究(A・B)」及び「挑戦的萌芽研究」については、4人の審査委員に、「基盤研究(S・A・B)」については6人の審査委員に、個々の研究計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただきます。項目別評点及び総合評点をつけるだけでなく、審査意見を必ずご記入ください。

第2段審査（合議審査）

専門分野ごとの小委員会に分かれて評価を行います。第1段審査委員による審査項目別評点、総合評点、Tスコア（下記参照）及び審査意見が、審査委員名、所属機関名とともに審査資料として提示されます。これらの資料、統計処理した資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員の合議により採択研究課題を選定します。

Tスコアとは

第1段審査においては、応募研究課題ごとに1～5点の総合評点を相対評価で付すこととしているが、その際、極端に評点が隔たらないよう評点分布の目安を設けており、第1段審査委員はこの目安に基づき評点を付すこととしている。

しかし、それでも個々の審査委員によっては評点の分布にばらつきが出るため、平均点と標準偏差により、審査委員ごとの評点のばらつきを補正（平均点が3、標準偏差が0.6となるように）することを目的として算出した数値。

< Tスコア > の算出方法

$$(A - B) \times 0.6 / C + 3$$

A : 当該審査委員が付した評点

B : 当該審査委員が全応募研究課題に付した評点の平均点

C : 当該審査委員の標準偏差

2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

(1) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、第2段審査委員が、応募研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合には、審査グループごとの審査においては当該研究課題の審査に加わらないこと、また、小委員会全体の合議においては一時的に退席していただくこととしています。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

また、利害関係者の排除については、第1段審査委員においても同様であり、該当する場合には、当該研究課題の審査は行わないこととしており、必要に応じて別途利害関係に当たらない審査委員が第1段審査を行っています。

【参考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除（利益相反）の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

なお、第1段審査委員(書面審査委員)の氏名は、第2段審査(合議審査)における審査資料においては明示されますが、対外的には、審査を実施した年度の翌年度までは非公開となっている(2年間審査を依頼するケースが多いため。)ことに注意してください。

また、第2段審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度が終了するまで非公開としています。

3 第2段審査(合議審査)の指針

第2段審査の実施にあたっては、本手引の7～30頁に抜粋を掲載している「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」等のほか、以下の点に留意し、適切かつ公正に行ってください。

1 共通事項

(1) 第1段審査に対する理解

研究課題の選定にあたっては、「基盤研究(A・B・C)(審査区分「一般」)、若手研究(A・B)の第1段審査における評価基準等」及び「挑戦的萌芽研究の第1段審査における評価基準等」について十分理解した上で、応募研究課題に対する第1段審査の評価結果を適切に把握し、審査を行うこと。

(2) 第1段審査と第2段審査の関係

第2段審査においては、基本的に、第1段審査の結果を尊重し、採択候補研究課題の調整を図ることとする。

ただし、明確な理由があり、第1段審査の結果を大幅に覆して採択候補研究課題を決定する必要がある場合は、小委員会全体の合議を経た上で、適切に扱うこととする。

(3) 審査資料の確認

審査資料に関し、第1段審査の結果をとりまとめた「研究計画調書目録」だけで判断するのではなく、第1段審査における審査委員の審査意見を記入した「評価表」及び各応募研究課題の「研究計画調書」の内容についても確認し、採択候補研究課題を選定すること。

特に、①配分枠のボーダーライン付近に位置する研究課題、②利害関係者の排除により第1段審査委員が他と異なっている研究課題、③第1段審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査に当たっては、慎重に対応すること。

(4) 審査グループにおける合議審査の遵守

分科(人文・社会科学系の小委員会にあつては細目)ごとに設ける審査グループでの審査においては、必ず複数の審査委員の合議により、採択候補研究課題を選定すること。

審査グループの人数が多い分科においては、審査委員ごとに役割分担を定めることについては差し支えないが、その際においても、複数の審査委員が重複して分担することとし、1人の審査委員の判断により、審査結果を決定することのないようにすること。

ただし、利害関係を有する研究課題については、審査に加わらないこととしているため、同じ審査グループの審査委員にその旨申告の上、適切に対応すること。

(5) 配分予定額の決定について

採択候補研究課題に対する補助金の配分予定額については、基本的に、研究種目ごとに定める充足率に従って決定することとするが、第1段審査の「研究経費の妥当性」欄における評価結果も踏まえ、明らかに問題がある場合は、第2段審査委員が査定すること。

(6) 不合理な重複や過度の集中に関する扱い

競争的資金の不合理な重複や過度の集中を避けるため、選定した採択候補研究課題について、研究計画調書の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照し、該当しないかどうか確認すること。

なお、競争的資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択研究課題とする場合は、必ず小委員会全体の合議を経て決定すること。

※ 世界トップレベル研究拠点(WPI)プログラムについて

- WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費ではありません。本プログラムにおいては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

不合理な重複・過度の集中の考え方

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

(「平成23年度科学研究費補助金公募要領」より抜粋)

2 研究種目別事項

○ 基盤研究(C)における「私立学校・高等専門学校調整枠」

基盤研究(C)において設けている「私立学校・高等専門学校調整枠」については、私立学校・高等専門学校でなくても、国立大学以外で、研究環境の十分整っているといえない研究機関の研究者も支援対象として、審査を行うこと。

審査方法としては、配分枠のボーダーライン付近に位置する補欠研究課題もしくは不採択研究課題のうち、上記に該当する研究者の研究課題について、採択すべきかどうか検討すること。

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成18年9月22日
 独立行政法人日本学術振興会
 科学研究費委員会決定
 一部改正 平成19年 2月19日
 一部改正 平成19年 5月23日
 一部改正 平成19年10月 1日
 一部改正 平成19年12月17日
 一部改正 平成20年 9月25日
 一部改正 平成21年 1月27日
 一部改正 平成21年 9月29日
 一部改正 平成22年 1月20日
 一部改正 平成22年 5月26日
 一部改正 平成22年 9月29日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
 （下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者
- 五 推薦者 学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
- 六 審査意見書作成者 特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究進捗評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術

創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合 (略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3 事後評価の結果の開示及び公表は、第20条に定めるとおりとする。

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添11「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究、基盤研究又は若手研究（S・A・B）の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）（略）

(2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）

① 共通事項

ア 各専門分野への配分方法

基盤研究、挑戦的萌芽研究及び若手研究については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとし、新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠には、別途文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費補助金（科学研究費）配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額を配分する。

イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査（合議審査）において必要な調整を行う。

- a 人文・社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c その他必要が認められる調整

ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査（書面審査）の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査（合議審査）を行う審査委員が査定する。

エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、第1段審査（書面審査）においては、研究計画と研究進捗評価結果を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、第2段審査（合議審査）においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準は、4段階（A＋、A、B、C）である。このうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A＋」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査(合議審査)において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

ク エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、第2段審査(合議審査)において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

ケ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の第2段審査(合議審査)を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

② 個別事項

ア 基盤研究(S) (略)

イ 基盤研究(A)(B)(C)

a 審査区分「一般」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (ウ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。
- (エ) 基盤研究(C)に設けている「私立学校・高等専門学校調整枠」については、私立学校・高等専門学校だけではなく、国立大学以外で、研究環境が十分に整っているとはいえない研究機関も対象とする。

b 審査区分「海外学術調査」 (略)

ウ 挑戦的萌芽研究

- a 独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

エ 若手研究 (S) (略)

オ 若手研究 (A) (B)

a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果をあげることが期待される研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

カ 研究活動スタート支援 (略)

(3) 科学研究費 (奨励研究) (略)

(4) 研究成果公開促進費 (略)

(5) 特別研究員奨励費

① 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、審査に当たっては、研究目的の明確さ、研究計画の独創性等を考慮するとともに、研究成果が期待できる研究課題を選定する。

② 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(A) (審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B) (審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(C) (審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の結果公開 ・データベースの結果公開

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価第一部会 (略)

二 審査・評価第二部会 (略)

三 審査第一部会

(1) 基盤研究 (A) (B) (審査区分「一般」)

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあっては細目)ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を分科(細目)ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 基盤研究 (A) (B) (審査区分「海外学術調査」) (略)

(3) 挑戦的萌芽研究

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添7の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあっては細目)ごとに審査グループを設けることとする。

- イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ウ 各審査グループは、採択候補研究課題の選定に当たっては、第1段審査の審査結果の総合評点「AA」を特に重視する。
- エ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。
 - a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合
 - b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合
 - c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合
- オ 各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。
- カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

四 審査第二部会

(1) 基盤研究（C）（審査区分「一般」）、若手研究（B）

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）
- イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあつては細目)ごとに審査グループを設けることとする。
- イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ウ 各審査グループは、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「私

- 立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。
- エ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。
- a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合
 - b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合
 - c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合
- オ 各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。
- カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 若手研究（A）

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

ただし、各小委員会が選定する補欠研究課題については、運営小委員会の合議により決定する。

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、分科（細目）の専門的見地から、合議により、若手研究(A)にふさわしい採択候補研究課題を厳選する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議

により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究(A)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

キ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により、採否を決定する。

なお、その際、各分野間の採択件数のバランスに配慮する。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(3) 特別研究員奨励費

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

運営小委員会は、次の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

【評定要素】

- ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究計画に照らし、研究経費の内容が適切であるか。

五 審査第三部会 (略)

六 奨励研究部会 (略)

七 成果公開部会 (略)

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究 (略)

二 基盤研究(S)、若手研究(S) (略)

三 基盤研究(A・B・C)、若手研究(A・B)、研究活動スタート支援

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対し、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目(分野)におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)その他の評価項目の評定結果を通知する。

四 挑戦的萌芽研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対し、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)総合評点の結果、4)その他の評価項目の評定結果を通知する。

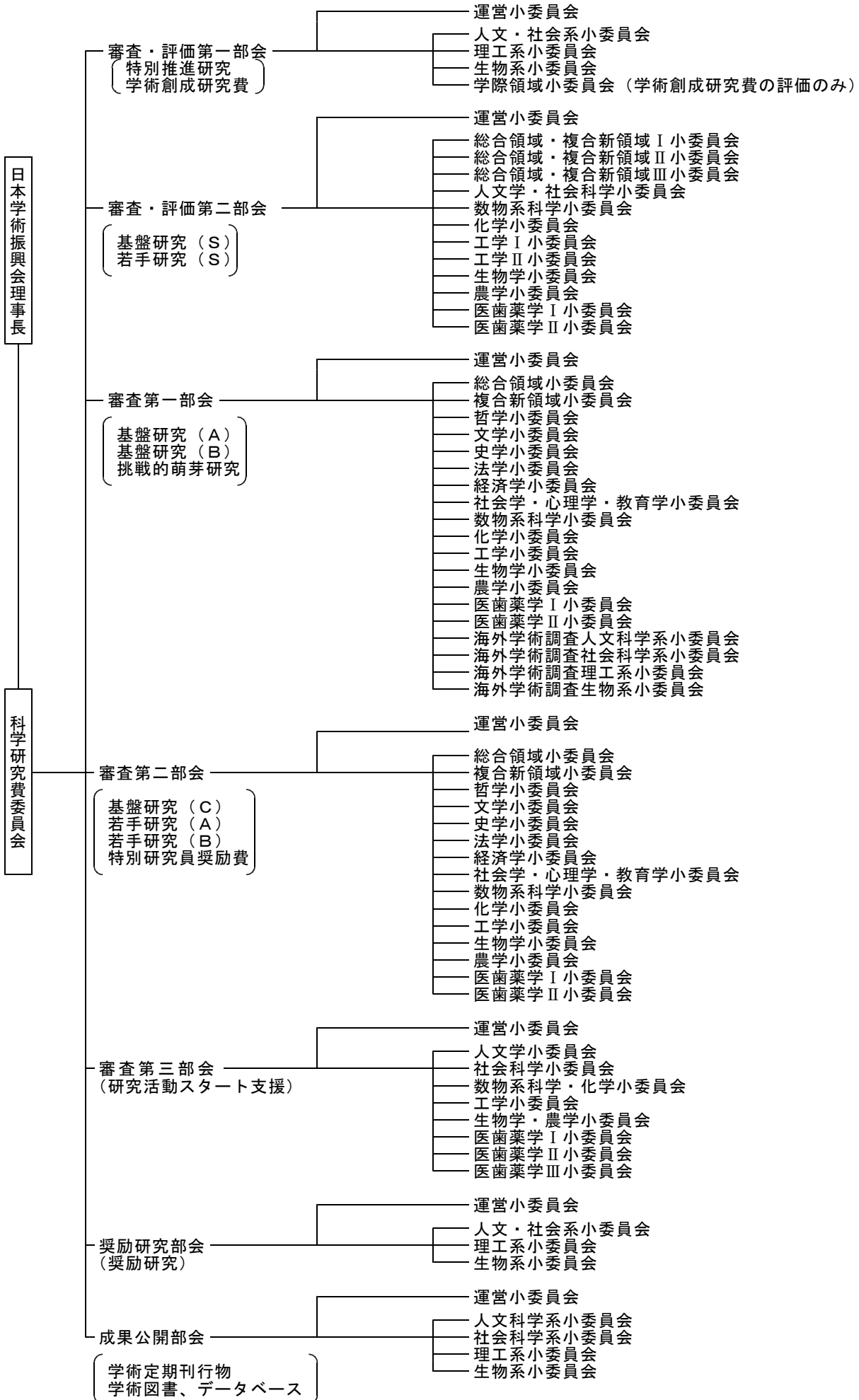
五 奨励研究 (略)

六 研究成果公開促進費 (略)

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 事後評価 (略)

科学研究費委員会組織図



科学研究費補助金（科学研究費）配分方式

（「奨励研究」を除く。）

○各専門分野毎の研究費の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素：
- A = 当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
 - B = 当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
 - a = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（C）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（D）の構成比〔D／C〕
 - b = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究課題数（E）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」、若手研究（A・B）の 第1段審査における評価基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

第1段審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、第2段審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち第1段審査結果の開示を希望した者にも開示します。

第2段審査では、第1段審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評価要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

「基盤研究」や「若手研究」の性格は、研究者が、これまでの研究経過等を踏まえ、さらに研究を進展させ、大きな成果を挙げられるよう支援することです。したがって、第1段審査では、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を第2段審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

i 評価基準

【評価要素】 （ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性 （「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・研究代表者が職務として行う研究、または別に行う研究がある場合には、その研究内容との関連性及び相違点が示されているか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
 - ④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

- ・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあつては、組織全体としての研究遂行能力は十分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(6) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成21年度又は平成22年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

- ・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる

2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
—	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利益相反の関係にあるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

第2段審査において、第1段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

(参考) 平成22年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究 (A) (一般)	23.2%
基盤研究 (B) (一般)	25.7%
基盤研究 (C) (一般)	23.8%
若手研究 (A)	17.7%
若手研究 (B)	24.4%

ii その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力を必要とする研究計画、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究計画、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所定の手続き、対策が講じられているか。
- ・個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験を含む研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	所定の手続き、対策が講じられており問題がない又は該当しない
△	法令遵守等の手続き・対策に不十分な点がある
×	法令遵守等の手続き・対策が講じられておらず、研究を実施すべきではない
—	記載内容が不十分であるため、法令遵守等の手続きが講じられているか不明であり判断できない

(2) 研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評 定 基 準	
評定区分	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成22年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究 (A) (一般)	78.1%
基盤研究 (B) (一般)	76.9%
基盤研究 (C) (一般)	73.3%
若手研究 (A)	68.9%
若手研究 (B)	65.9%

iii その他の留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第2段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

(2) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート (研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合) については、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

挑戦的萌芽研究の第1段階審査における評価基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的萌芽研究」は、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「基盤研究」や「若手研究」では、応募者が研究期間内に自らの研究を進め、多くの研究成果を上げることが重要になりますが、「挑戦的萌芽研究」では、確実に研究成果をあげる可能性の高さを重視するのではなく、当該研究が、「リスクは高いかもしれないが斬新なアイデアやチャレンジ性に富むものであるかどうか」を重視して評価してください。

「挑戦的萌芽研究」では、応募者の研究実績は問いません。よって、応募者が当該研究の実現可能性を説明するために、専門分野における背景、問題点を十分に把握するとともに、よく練られた研究計画を立てているかどうかをよく見てください。

第1段階審査においては、各研究課題について、挑戦的萌芽研究としての妥当性等に関する個別の3つの評価要素に関する絶対評価を行った上で、総合評点を4段階の絶対評価で付すとともに、総合評点の最上位の研究課題について2段階の相対評価を行います。

なお、各評価要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、第2段階審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち第1段階審査結果の開示を希望した者にも開示します。

第2段階審査においては、第1段階審査において最上位の研究課題に付された相対的な2段階評価の結果を重視しつつ、4段階の絶対評価及び個別の評価要素の評点並びに審査意見等を適切に勘案して、研究課題の検討を行います。

なお、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

i 評価基準

【評価要素】 () 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

(1) 「挑戦的萌芽研究」としての妥当性（「研究目的」、「研究の斬新性・チャレンジ性」欄）

- ・明確に斬新なアイデアやチャレンジ性を有する研究課題となっているか。
- ・下記のような例示を含め、「挑戦的萌芽研究」としての性格付けが明確に行われており、この種

目に相応しい研究課題となっているか。

- ①新しい原理の発見や提案を目的とした研究
- ②学術上の突破口を切り拓くと期待される斬新な着想や方法論の提案
- ③学界の常識を覆す内容で、成功した場合、卓越した成果が期待できる研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究課題の波及効果（「研究目的」、「研究の斬新性・チャレンジ性」、「研究計画・方法」欄）

- ・当該分野もしくは関連分野の研究進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・将来的に、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与える革新的なインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものとなっているか。
- ・研究計画・方法に照らして、研究期間は妥当なものか。
- ・研究計画・方法に照らして、研究経費の配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既成の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
 - ④業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各研究課題について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にして総合評価をしてください。

総合評点は、まず下表1の評定基準に基づいて、絶対評価による4段階評価を行い、全ての研究課題の評価終了後、下表2の評定基準に基づいて、全ての研究課題のうち、相対評価により上位の研究課題について2段階（「AA」又は「A」）の評価を行ってください。なお、審査の公平性の観点から、相対評価（「AA」又は「A」）の評価を行う研究課題数をあらかじめ定めておりますので、その数に従い評価を行ってください。

また、「利益相反」にあたる研究課題の場合は、「審査意見」欄に理由を記入してください。

表1

評点区分	評定基準（絶対評価）
4	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき
3	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき
2	優れた研究内容を含んでおり、余裕があれば採択してもよい
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である
—	利益相反の関係にあるので判定できない

表2

評定区分	評定基準（相対評価）
AA	上位5%の研究課題
A	上位6～25%の研究課題

【審査意見の記入】

第2段審査において、第1段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

ii その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力を必要とする研究計画、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究計画、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所定の手続き、対策が講じられているか。
- ・個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒ

ト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験を含む研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	所定の手続き、対策が講じられており問題がない又は該当しない
△	法令遵守等の手続き・対策に不十分な点がある
×	法令遵守等の手続き・対策が講じられておらず、研究を実施すべきではない
—	記載内容が不十分であるため、法令遵守等の手続きが講じられているか不明であり判断できない

(2) 研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください) 平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成22年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)
 挑戦的萌芽研究 62.2%

iii その他の留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第2段審査において「研究資金の不合

理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

1. 研究種目（審査区分）の目的・性格	3 1
（平成23年度公募要領より）	
2. 審査機構図	3 2
3. 平成23年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	3 3
（平成23年度公募要領より）	

1 第1段審査(書面審査)の対象となる研究種目(審査区分)の目的・性格
(平成23年度公募要領より)

(1) 基盤研究 (A)・(B)・(C)

1) 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画を対象とする。

2) 研究課題の研究期間は3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

なお、1研究課題の応募総額(研究期間全体での総額)により次のとおり区分されている。

基盤研究 (A) 2,000万円以上 5,000万円以下

基盤研究 (B) 500万円以上 2,000万円以下

基盤研究 (C) 500万円以下

(2) 挑戦的萌芽研究

1) 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究を対象とする。

2) 研究課題の研究期間は3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とし、応募総額(研究期間全体での総額)は500万円以下とする。

(3) 若手研究 (A)・(B)

1) 平成23年4月1日現在で39歳以下の研究者(昭和46年4月2日以降に生まれた者)が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画を対象とする。

2) 研究課題の研究期間は2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

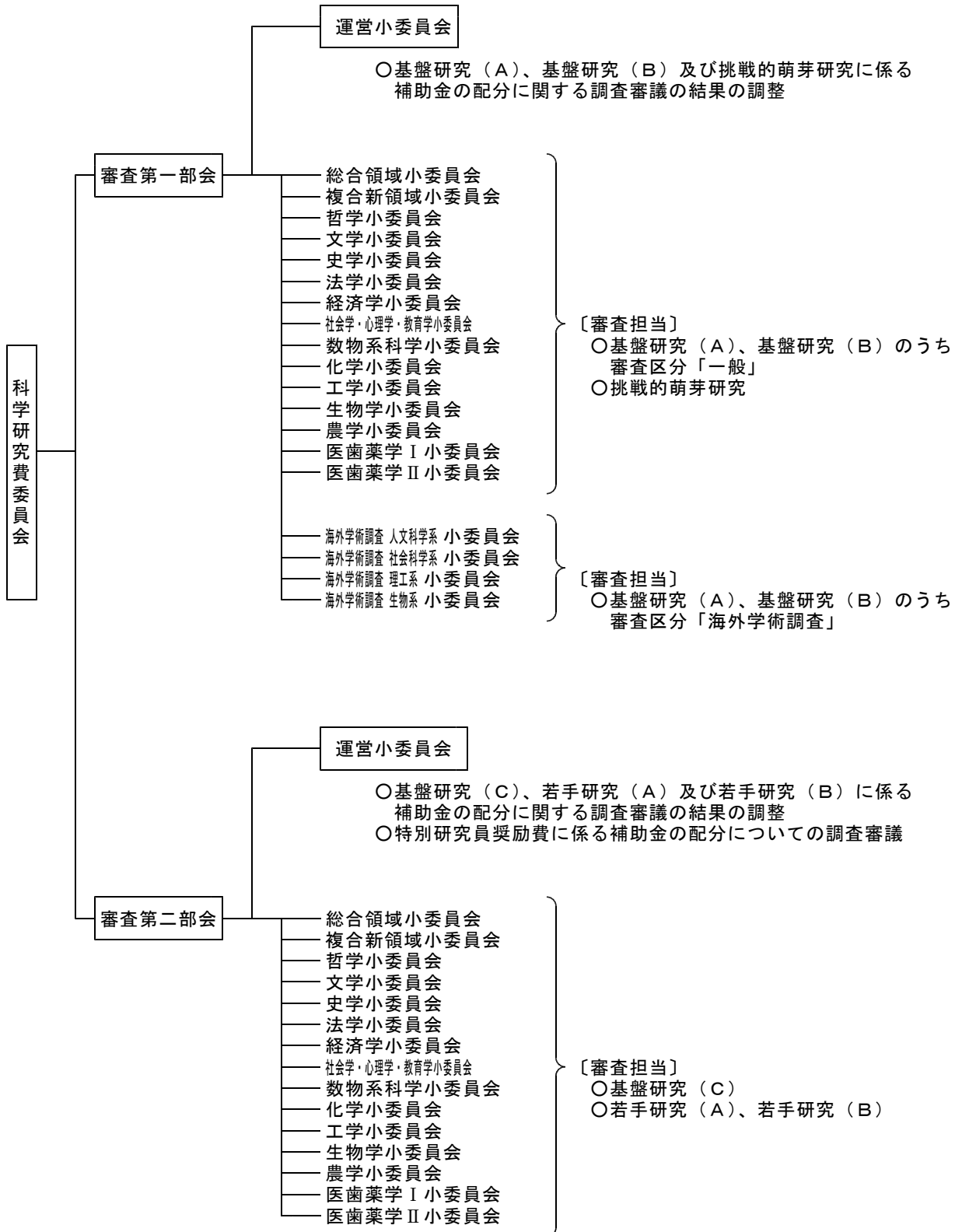
なお、1研究課題の応募総額(研究期間全体での総額)により次のとおり区分されている。

若手研究 (A) 500万円以上 3,000万円以下

若手研究 (B) 500万円以下

2 審査機構図

◇基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究及び若手研究(A・B)の第2段審査(合議審査)は、科学研究費委員会審査第一部会または審査第二部会において次表のとおり、専門分野ごとに小委員会を設けて行います。



3 平成23年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表

(平成23年度公募要領より)

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考	系	分野	分科	細目名	細目番号	備考				
総合 ・ 新 領 域 系	総合領域	情報学	情報学基礎	1001		人文学系	哲学	哲学・倫理学	2801		社会科学系	文学	中国哲学	2802	
			ソフトウェア	1002				印度哲学・仏教学	2803				日本文学	2901	
			計算機システム・ネットワーク	1003	A			宗教学	2804				英米・英語圏文学	2902	
			メディア情報学・データベース	1004	A			思想史	2805				ヨーロッパ文学(英文学を除く)	2903	
					B			美学・美術史	2806				各国文学・文学論	2904	
					B								言語学	3001	※
			知能情報学	1005			日本語学	3002		英語学		3003			
			知覚情報処理・知能ロボティクス	1006	A		日本語教育	3004		外国語教育		3005	※		
					B		認知科学	1009		史学		史学一般	3101		
			感性情報学・ソフトコンピューティング	1007	A		統計科学	1010				日本史	3102		
					B		図書館情報学・人文社会情報学	1008				東洋史	3103		
					B		生体生命情報学	1011	A			西洋史	3104		
					B					考古学		3105			
		脳神経科学	神経科学一般	1101		人文地理学	3201		法学	基礎法学	3401				
			神経解剖学・神経病理学	1102	A	文化人類学	3301			公法学	3402				
					B					国際法学	3403				
			神経化学・神経薬理学	1103						社会法学	3404				
			神経・筋肉生理学	1104	A					刑事法学	3405				
					B					民事法学	3406				
			融合基盤脳科学	1105						新領域法学	3407				
			融合脳計測科学	1106						政治学	3501				
			融合社会脳科学	1107						国際関係論	3502				
			融合社会脳科学	1107						社会科学	理論経済学	3601			
		実験動物学	1201					経済学説・経済思想	3602						
		人間医工学	医用生体工学・生体材料学	1301	A				経済統計学		3603				
					B				応用経済学		3604				
			医用システム	1302					経済政策		3605				
				B				財政学・金融論	3606						
		リハビリテーション科学・福祉工学	1303	A				経済史	3607						
		健康・スポーツ科学	身体教育学	1401	A			経営学	経営学		3701	※			
			スポーツ科学	1402	A				商学		3702				
					B				会計学		3703				
				B				社会学	社会学	3801	※				
		応用健康科学	1403	A					社会福祉学	3802					
		生活科学	生活科学一般	1501	A			心理学	社会心理学	3901					
					B					教育心理学	3902				
				B					臨床心理学	3903					
		科学教育・教育工学	科学教育	1601	※			教育学	実験心理学	3904					
			教育工学	1602	※					教育学	4001	※			
			科学社会学・科学技術史	1701					教育社会学	4002					
			文化財科学	1801					教科教育学	4003	※				
			博物館学	1851					特別支援教育	4004					
			地理学	1901											
			腫瘍学	発がん	1951										
				腫瘍生物学	1952										
				腫瘍免疫学	1953										
				腫瘍診断学	1954										
		臨床腫瘍学		1955											
		がん疫学・予防		1956											
		環境学	環境動態解析	2001											
環境影響評価・環境政策	2002		A												
			B												
放射線・化学物質影響科学	2003		A												
			B												
環境技術・環境材料	2004		A												
			B												
ナノ・マイクロ科学	ナノ構造科学		2101	A											
	ナノ材料・ナノバイオサイエンス		2102	A											
				B											
			B												
マイクロ・ナノデバイス	2103		A												
			B												
社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	2201	A												
	自然災害科学	2202	A												
		B													
ゲノム科学	ゲノム生物学	2301													
	ゲノム医科学	2302													
	システムゲノム科学	2303													
	応用ゲノム科学	2304	A												
		B													
生物分子科学	生物分子科学	2401													
	ケミカルバイオロジー	2402													
資源保全学	2501														
地域研究	2601														
ジェンダー	2701														

備考欄において、「A、B」と表示のある細目は、全ての種目においてキーワードにより分割されたグループ毎に第1段審査を行うので、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧により、必ず、A又はBを選択し、応募してください。

「※」の表示のある細目は、基盤研究(C)においてキーワードにより分割されたグループ毎に第1段審査を行うので、基盤研究(C)で、これらの細目に応募する場合には、「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧により、必ず「1」～「5」の分割番号を選択し応募してください。

基盤研究(C)については、審査希望分野として、本表のほか「時限付き分科細目表」に掲げる13細目を設定しています。

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
理工系	数物系科学	数学	代数学	4101	※
			幾何学	4102	
			数学一般(含確率論・統計数学)	4103	
			基礎解析学	4104	
			大域解析学	4105	
		天文学	天文学	4201	
			素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4301	※
		物理学	物性 I	4302	※
			物性 II	4303	※
			数理物理・物性基礎	4304	
			原子・分子・量子エレクトロニクス	4305	
			生物物理・化学物理	4306	
		地球惑星科学	固体地球惑星物理学	4401	
			気象・海洋物理・陸水学	4402	
			超高層物理学	4403	
			地質学	4404	
			層位・古生物学	4405	
		プラズマ科学	岩石・鉱物・鉱床学	4406	
			地球宇宙化学	4407	
		プラズマ科学	プラズマ科学	4501	
	化学	基礎化学	物理化学	4601	
			有機化学	4602	
			無機化学	4603	
		複合化学	分析化学	4701	
			合成化学	4702	
			高分子化学	4703	
			機能物質化学	4704	
		材料化学	環境関連化学	4705	
			生体関連化学	4706	
			機能材料・デバイス	4801	
	工学	応用物理学・工学基礎	有機工業材料	4802	
			無機工業材料	4803	
			高分子・繊維材料	4804	
		機械工学	高分子・結晶工学	4901	
			薄膜・表面界面物性	4902	
			応用光学・量子光工学	4903	
			応用物理学一般	4904	
			工学基礎	4905	
		電気電子工学	機械材料・材料力学	5001	
			生産工学・加工学	5002	
	設計工学・機械機能要素・トライボロジー		5003		
	流体工学		5004		
	熱工学		5005		
	材料工学	機械力学・制御	5006		
		知能機械学・機械システム	5007		
		電力工学・電力変換・電気機器	5101		
		電子・電気材料工学	5102		
		電子デバイス・電子機器	5103		
	プロセス工学	通信・ネットワーク工学	5104		
		システム工学	5105		
計測工学		5106			
制御工学		5107			
土木材料・施工・建設マネジメント		5201			
建築学	構造工学・地震工学・維持管理工学	5202			
	地盤工学	5203			
	水工学	5204			
	土木計画学・交通工学	5205			
	土木環境システム	5206			
材料工学	建築構造・材料	5301			
	建築環境・設備	5302			
	都市計画・建築計画	5303			
	建築史・意匠	5304			
	金属物性	5401			
総合工学	無機材料・物性	5402			
	複合材料・物性	5403			
	構造・機能材料	5404			
	材料加工・処理	5405			
	金属生産工学	5406			
基礎生物学	化工物性・移動操作・単位操作	5501			
	反応工学・プロセスシステム	5502			
	触媒・資源化学プロセス	5503			
	生物機能・バイオプロセス	5504			
	航空宇宙工学	5601			
生物科学	船舶海洋工学	5602			
	地球・資源システム工学	5603			
	リサイクル工学	5604			
	核融合学	5605			
	原子力学	5606			
人類学	エネルギー学	5607			
	遺伝・ゲノム動態	5701			
	生態・環境	5702			
	植物分子生物・生理学	5703			
	形態・構造	5704			
基礎生物学	動物生理・行動	5705			
	生物多様性・分類	5706			
	構造生物化学	5801			
	機能生物化学	5802			
	生物物理学	5803			
生物科学	分子生物学	5804			
	細胞生物学	5805			
	発生生物学	5806			
	進化生物学	5807			
	自然人類学	5901			
応用人類学	5902				

系	分野	分科	細目名	細目番号	備考
生物系	農学	農学	青種学	6001	
			作物学・雑草学	6002	
			園芸学・造園学	6003	
			植物病理学	6004	
			応用昆虫学	6005	
		農芸化学	植物栄養学・土壌学	6101	
			応用微生物学	6102	
			応用生物化学	6103	
			生物生産化学・生物有機化学	6104	
			食品科学	6105	
		森林学	森林科学	6201	
			木質科学	6202	
		水産学	水産学一般	6301	
			水産化学	6302	
		農業経済学	農業経済学	6401	
			農業工本学・農村計画学	6501	
		農業工学	農業環境工学	6502	
			農業情報工学	6503	
		畜産学・獣医学	畜産学・草地学	6601	
			応用動物科学	6602	
	境界農学	基礎獣医学・基礎畜産学	6603		
		応用獣医学	6604		
	医歯薬学	薬学	臨床獣医学	6605	
			環境農学	6701	
			応用分子細胞生物学	6702	
			化学系薬学	6801	
			物理系薬学	6802	
		基礎医学	生物系薬学	6803	※
			創薬化学	6804	
			環境系薬学	6805	
			医療系薬学	6806	
			解剖学一般(含組織学・発生学)	6901	※
		境界医学	生理学一般	6902	
			環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	6903	
			薬理学一般	6904	
			医化学一般	6905	
			病態医学	6906	
		社会医学	人類遺伝学	6907	
			人体病理学	6908	※
			実験病理学	6909	※
			衛生学(含衛生動物学)	6910	
			細菌学(含真菌学)	6911	
	内科系臨床医学	ウイルス学	6912		
		免疫学	6913		
		医療社会学	7001		
		応用薬理学	7002		
		病態検査学	7003		
	外科系臨床医学	疼痛学	7004		
		衛生学	7101		
		公衆衛生学・健康科学	7102		
法医学		7103			
内科学一般(含心身医学)		7201			
歯学	消化器内科学	7202	※		
	循環器内科学	7203	※		
	呼吸器内科学	7204	※		
	腎臓内科学	7205	※		
	神経内科学	7206	※		
看護学	代謝学	7207	※		
	内分泌学	7208			
	血液内科学	7209	※		
	膠原病・アレルギー内科学	7210	※		
	感染症内科学	7211			
基礎生物学	小児科学	7212	※		
	胎児・新生児医学	7213	※		
	皮膚科学	7214	※		
	精神神経科学	7215	※		
	放射線科学	7216	※		
外科系臨床医学	外科学一般	7301	※		
	消化器外科学	7302	※		
	胸部外科学	7303	※		
	脳神経外科学	7304	※		
	整形外科	7305	※		
歯学	麻酔・蘇生学	7306	※		
	泌尿器科学	7307	※		
	産婦人科学	7308	※		
	耳鼻咽喉科学	7309	※		
	眼科学	7310	※		
看護学	小児外科学	7311			
	形成外科学	7312			
	救急医学	7313			
	形態系基礎歯科学	7401			
	機能系基礎歯科学	7402			
歯学	病態科学系歯学・歯科放射線学	7403			
	保存治療系歯学	7404			
	補綴系歯学	7405			
	歯科医用工学・再生歯学	7406			
	外科系歯学	7407	※		
看護学	矯正・小児系歯学	7408			
	歯周治療系歯学	7409			
	社会系歯学	7410			
	基礎看護学	7501			
	臨床看護学	7502			
看護学	生涯発達看護学	7503			
	地域・老年看護学	7504	※		

平成23年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表の別表

○時限付き分科細目表

分野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
量子ビーム科学	量子ビームとは、波動性と粒子性を示すビームであり、電磁波ビーム（レーザー、X線、ガンマ線など）、レプトンビーム（電子、陽電子、ミュオン、ニュートリノなど）、ハドロンビーム（陽子、中性子、メソン、イオン）などがあり、エネルギー・波長領域も広範に及ぶ。近年、これらの多様な量子ビームの利用が、基礎科学研究のみならず、医療、産業などの広い分野で急速に進んでいる。こうした量子ビームの発生源の開発および利用法の開発研究を進めることは、加速器とその周辺分野の発展にとって重要であると同時に、基礎から応用に至る様々な分野で必要となる科学技術の基盤充実にもつながる。新たなビームの発生方法や新しい加速原理による加速器の小型化、量子ビームを利用した構造や機能解析の新しい手法など、分野を横断する基盤技術につながる研究を期待する。	9034	平成20年度 ～ 平成23年度
子ども学 (子ども環境学)	都市化、高度情報化、少子化、地域コミュニティの変化などにより、子ども（乳幼児期～青年期）をとりまく物理的・人的・社会文化的環境の質は悪化し、それが子どもの身体や心理に様々な影響を及ぼしている。子どもを育む視点に立った総合的な環境づくりは社会的にも学術的にも重要な課題である。 子どもをとりまく環境に関する研究は、教育学、保育学、心理学、小児医学、公衆衛生学、児童精神医学、神経科学、体育学、建築学、都市工学、環境学、ロボット工学、認知科学など、多岐にわたる領域でなされてきているが、さらに学際融合的な研究が求められる。子どもをとりまく環境の問題について、建築・工学といった物理的環境（ハード）、教育や人的・社会文化的環境（ソフト）、そして子どもの身体や心理への影響を学際的・有機的にとらえる研究の推進を期待する。	9036	
医学物理学・放射線技術学	「医学物理学・放射線技術学」は、放射線医学等における物理学的・技術的課題を探索する研究分野である。近年、粒子線を用いた放射線療法、分子イメージング等の様々な診断技術をはじめ、放射線物理学を基礎にした様々な医療技術の開発・普及が急速に進んでいる。これらの放射線療法や画像診断等のニーズの高まりとともに、その基盤技術を支える基礎研究は、大きく広がりをみせる放射線医学にとって重要であると同時に、医用画像工学、放射線治療、粒子線治療、核医学、放射線防護等、基礎から臨床応用にいたる多岐の分野で必要となる技術・人材の育成にもつながる。本分野は、放射線医学等への臨床応用を主たる研究目的とするが、学問的な基盤・手法は理工学の領域に位置づけられ、理工学、医学などの分野を横断する基盤技術や新しい研究領域を根付かせる研究を期待する。	9037	平成21年度 ～ 平成23年度
バイオマスエネルギー	環境問題や化石燃料の高騰などから、近未来の石油代替エネルギーのひとつとして、世界各国においてバイオマスエネルギー研究に対する期待はきわめて大きい。バイオマスからのバイオ燃料への変換技術、サーマルリサイクル技術、バイオマス資源の持続的生産技術の開発や、地域農業とバイオマスエネルギーの循環システムの構築などに加え、バイオマスの合成・構造・機能発現に関連する基礎的な研究を主な研究分野とする。さらに、バイオマスエネルギーの生産増加による環境への影響に関する研究、さらに食糧問題や貧困問題への影響といった社会科学的な視点からの研究も含む。若手研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型で、将来ブレークスルーをもたらすような研究を期待する。	9038	
共生・排除	1980年代以降、先進諸国の中では社会的排除・不平等の拡大とそれへの社会的政策的対応としての社会的公正が大きな課題となってきた。わが国においても90年代半ば以降格差と社会的不平等の問題が、そして2000年代には貧困問題が社会的注目を浴びるに到っている。とりわけ、従来から注目されていた母子家庭や障害者・高齢者のみならず、若年者・子どもなどのより広い層への貧困や社会的排除の拡大や、一般的な社会経済的不平等に加えて医療・健康などにおける格差が新たに指摘されてきている。本分野には、貧困や排除・不平等の社会的な蓄積及び広がりについて、その実態把握と影響の測定と予測およびそれらについての理論的研究が含まれる。また、この問題に社会がどう取り組むかに関わっては、社会的排除の発生メカニズムや社会的排除に対応する政策研究、法制度分析等が含まれる。さらに、先進諸国における格差実態や政策動向の調査、法制度改正、途上国における貧困問題、歴史研究など、共時的・通時的比較研究も重要な研究課題となる。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。	9040	平成22年度 ～ 平成24年度

分野	内 容	細目番号	設定期間 (予定)
デザイン学	<p>デザイン学は、人類の福祉と人間生活の充実のために、発達著しい技術に適切な進路を与えるもので、生活環境を支えるすべての事象である機器、家具、空間、建築、都市、地域文化、福祉・介護、メディア媒体、情報機器、情報コンテンツ、演劇などが対象となる。デザイン学には、デザインに係わる芸術学をはじめ、設計工学、造形工学、建築学、景観学、生活科学、人類学、認知科学・心理学、人間工学、医学・衛生学、感性科学、感性工学、情報学、音響学、コンピュータ関連学、社会学、芸術学など幅広い領域を越えた知の融合が必要である。したがって、デザイン学には、人文・社会科学から科学技術にわたる広い知識と論理性、また芸術的感性と倫理性が求められる。本分野は、生活環境を構成する事象の個々の要素をはじめ、それらの集合体やしぐみ、それらと種々の文化からなる社会との組合せやシステムを対象として、人類の豊かな未来を創成するために文系・理系・芸術系融合型の領域を超えた連携による意欲的かつ創造性豊かな研究を期待する。</p>	9041	平成22年度 ～
メカノバイオロジー	<p>生体を構成する細胞は、重力のみならず体内の骨格筋や内蔵平滑筋の動きに起因する様々な機械刺激にさらされていると同時に、その刺激を感知して応答する。この仕組みが生体の機能維持に不可欠なことは、聴覚や触覚はもとより、宇宙飛行士の筋萎縮や骨粗鬆症を見れば明白である。また過剰な機械刺激（高血圧）は動脈硬化や心不全などの深刻な疾病を誘発する。一方、細胞の成長、分裂、形態変化、運動に伴って生じる力がフィードバックされてこれらの機能自体を調節している。その不全は発生異常や癌発症を導くとされている。このように細胞の機械刺激受容・応答能は生命を支える根幹機能であり、基礎生物学だけではなく、宇宙医学、再生医学、医工学、歯学や工学、農学の発展に欠かせない極めて重要な研究対象である。生体、細胞の有する機械刺激感知・応答機構を機軸に、関連する研究を統合して新しい学問領域の創造を目指す研究を期待する。</p>	9042	平成24年度
生命倫理学	<p>「生命倫理学（バイオエシックス）」は、生命に関する倫理的な問題を扱う研究分野とは言え、単なる倫理学の一分野ではなく、哲学、倫理学、社会学、法学、経済学、政治学、文化人類学、技術史といった文系学問分野と、生物学、生命科学、人類学、遺伝学、衛生学、薬学、基礎医学、臨床医学、法医学、看護学といった理系学問分野とが交差する学際的な研究分野である。</p> <p>生命倫理学は1970年代にアメリカで生まれたが、特に遺伝子工学、バイオテクノロジー、先端医療技術が急速に発展し変貌を遂げてきているなかで、我が国のみならず世界中で重要性を増してきている。</p> <p>本分野においては、インフォームド・コンセント、自己決定権、人工妊娠中絶、代理母出産、遺伝子診断、脳死臓器移植、安楽死・尊厳死、終末期医療、看護倫理、ヒトクローン研究、実験動物、遺伝子組換え等々、長く議論が続けられながらも、いまだ解決を見ない問題が多いなか、さまざまな方面からの意欲的な研究の推進を期待する。</p>	9043	平成23年度 ～
観光学	<p>観光学の学問的発展は、わが国の観光立国推進の政策を学術の面から支える意味を持つ。これまで観光に関する学術研究は、エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズム、産業文化観光などのニューツーリズム、観光の経済効果、観光による地域社会・文化への影響、観光によるまちづくりと地域振興、国際観光政策、旅行者の行動・心理など、多様な観点から学際的に研究されてきた。しかし、これらの研究成果は、経営学、商学、経済学、地理学、社会学、心理学、土木工学、都市工学、建築学、環境などの各領域で広範囲にわたり学際的に研究され、各領域での研究活動としては活発化しているものの、観光学を更に学問的に発展させるためには、これらの分散した研究領域を学際融合させることが求められる。</p> <p>本分野においては、観光学の独創的な展開に関わる基礎理論から各種の応用的研究、更には、観光に関わる経済社会の発展に寄与する実践的な学問的取り組みを含んだ意欲的な研究の推進を期待する。</p>	9044	平成25年度

分野	内容	細目番号	設定期間 (予定)
安全環境計測法	<p>生命と地球環境における分子連鎖系のメカニズムを包括的に解明し、安全な環境を持続するために、計測の科学であるmetrology（計量学）を基盤とする新たな計測法の方法論、基盤技術の開発及びその応用研究が求められている。本分野は、生命の安全、食の安全、医療の安全、環境の安全等を保障するための新規な計測分析法の原理開発と応用研究を進める。特に、超選択性と超ワイドダイナミックレンジを目指す計測法、社会生活の中で使用可能な簡易・小型・省消費エネルギー・廉価な計測法、イメージング技術、高選択的分析試薬の開発、ウイルス・病原菌・花粉などの生体環境微粒子の計測分析技術、磁場、電場、光や新規な素材を利用するマイクロ計測法、空間再現性の向上に配慮した計測法に関する研究を対象とする。</p> <p>本分野は、理工系のみならず、医学、農学、薬学、環境学等の広い分野からの、安全環境計測を目指す意欲的な研究を期待する。</p>	9045	平成23年度 ～ 平成25年度
エピジェネティクス	<p>ゲノムが持つ遺伝情報の発現制御は塩基配列だけで規定されているわけではない。遺伝情報の発現はエピジェネティクスと呼ばれるゲノム DNA と、ヒストンなどの蛋白質から構成されるクロマチンが受ける化学的、構造的な修飾によって影響される、安定的かつ可塑的な情報発現制御機構によって調節されている。エピジェネティクスは、胚発生、組織特異的な遺伝情報の発現、体細胞クローン、ゲノムインプリンティングなどの生理的現象から、老化、がん、神経変性疾患など、多岐に渡る生命現象に関与することから、生命科学研究の大きな流れの1つになっている。</p> <p>本分野では、これら多くの生命現象に共通するエピジェネティクスの作動原理・制御機構・破綻機構の理解に向け、ゲノム科学、分子生物学、細胞生物学、生化学、発生生物学、遺伝学、神経科学などの既存の学問の枠を超えた、エピジェネティクスの基本原理解明を目指す意欲的な研究を期待する。</p>	9046	
統合栄養科学	<p>栄養学は、成長や生命の維持に関する代謝、生理、栄養素などの理解を通して健康の増進や体力・体型の向上に大きく貢献してきた。しかし、一方において、過食・飽食、生活習慣、ストレス、高齢化など、栄養学における新たな課題も顕在化してきている。近年の生命科学の発展と分析・情報処理技術の目ざましい進歩は、栄養学研究における、分子、細胞、実験動物からヒト集団までを対象とした新しい切り口でのアプローチを可能にしつつあり、このような栄養学の新たな展開を加速させるためには、食生活学、応用健康科学、食品科学、臨床医学など、既存の枠組みを超えた横断的な研究コミュニティの形成が必要である。</p> <p>本分野では、複雑化・多様化した現代社会における健康の維持・増進、疾病の予防や治療効果促進などを目指し、栄養学の学術基盤の構築から臨床・現場への展開まで視野に入れた、多面的な研究が推進されることを期待する。</p>	9047	
再生医学・医療	<p>人間のように複雑な多細胞生物は、胎生期の発達段階のみならず、出生後も多くの組織、臓器で常に細胞が新しく更新されている。再生医療は、このような個体のもつ各組織レベルでの修復能力を制御することにより、損傷を受けた組織、臓器を再生することを目標としており、具体的には、体性幹細胞、胚性幹（ES）細胞、iPS 細胞などの幹細胞の分化誘導法、純化法の開発、分化誘導因子の同定など、体内において幹細胞分化を制御する方法の開発、細胞移植法の開発、移植組織の生体適合性を促す組織工学の開発などの研究を対象とする。再生医療は、これまで治療法がなかった、心臓疾患や中枢神経疾患などの難治疾患の治療ばかりでなく、高齢者の機能障害改善による QOL 改善とそれにとまなう医療費の削減等も期待される 21 世紀の先進医療である。本分野の発展に大きく寄与する研究を期待する。</p>	9048	

(注1) この表は、本表と併せて基盤研究(C)「一般」についてのみ適用されるものです。

(注2) 設定期間は公募を行う予定の年度です。設定期間にかかわらず3～5年間の研究課題を対象とします。